

1. 人員配置標準の見直しに係る診療報酬について

1) 現行の診療報酬上の評価の概要

- 診療報酬においては、医師や看護師等の配置について、医療法に規定する配置標準を採用して施設基準として設定している。(参考1、2)
- 具体的には、医師や看護師等に係る医療法上の人員配置標準を基準に、
 - ・ 入院基本料については、標準数を一定の比率以上欠く場合に減額を行うこと(参考3)
 - ・ 施設基準等の届出に当たり、標準数を一定の比率以上欠く場合には、新規届出及び上位区分への変更届出を受理しないこと(参考4)としている。

なお、一定の比率は、複数の段階に分けて細かく定められているが、これら比率は、医療法において設定されているものではない。
- また、医療法の標準数から一定の比率を欠くため入院基本料の減額措置の対象となっている保険医療機関数は、平成16年の1年間において、40病院程度となっている。

2) 医療提供体制の改革の方向性について

- 社会保障審議会医療部会における、「医療提供体制に関する意見」では、人員配置標準について、医療法における現行の基準を緩和する方向性が示されている。

- ・ 平成17年12月2日 社会保障審議会医療部会「医療提供体制に関する意見」抜粋

【医療施設の類型、医療施設に係る諸基準の見直し】

<人員配置標準>

- 過疎地域等関係法による指定を受けた地域等、医師の確保が困難と判断できる地域に所在する医療機関について、都道府県知事が、全国一律のものより緩やかな独自の医師配置標準を設定できる制度を新設する。

3) 論点

- 診療報酬においては、医師や看護師等に係る医療法上の人員配置標準を基準に、標準数を一定の比率以上に欠く場合に適用される減額措置を細かく定めている。(参考3)

これらの比率は、医療法において設定されているものではないことから、このような評価の在り方について、診療報酬体系の簡素化の観点も踏まえつつ、根本的に見直すことを検討してはどうか。

- 「医療提供体制に関する意見」を踏まえ、過疎地域等については都道府県知事が全国一律のものより緩やかな独自の医師配置標準を設定できる制度が新設された場合、そのような都道府県にある医療機関と、それ以外の都道府県にある医療機関との間で、同じ実人員配置数にもかかわらず異なる診療報酬が支払われることとなるが、これについてどう考えるか。

医療法における医療施設別・病床区分別の人員配置標準について

	病床区分	職 種							診療放射線技師、事務員その他従業者	理学療法士 作業療法士
		医師	歯科医師 (歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科の入院患者を有する場合)	薬剤師	看護師 及び 准看護師	看護補助者	栄養士			
一般病院	一般	16 : 1	16 : 1	70 : 1	3 : 1	—	病床数100以上の病院に1人	相当数	相当数	
	療養	48 : 1	16 : 1	150 : 1	6 : 1	6 : 1				
	外来	40 : 1 (注)	病院の実状に応じて必要と認められる数	取扱処方せんの数 75 : 1	30 : 1	—				
特定機能病院	入院 (病床区分による区別はなし)	すべて(歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科を除く)の入院患者	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科の入院患者	すべての入院患者	すべての入院患者	—	管理栄養士 1人	相当数	—	
		8 : 1	8 : 1	30 : 1	2.5 : 1					
	外来	20 : 1	病院の実状に応じて必要と認められる数	調剤数 80 : 1 (標準)	30 : 1					
療養病床を有する診療所	—	1人	—	—	6 : 1	6 : 1	—	相当数(事務員その他の従業者)	—	

(注)耳鼻咽喉科、眼科に係る一般病院の医師配置標準は、80:1である。

医療法に規定する配置標準を基準としている施設基準等について

【全般】

施設基準等	告示・通知	要件等
基本診療料の各施設基準の届出	告示 (基)	地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して当該届出を行う時点において、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法」(平成16年厚生労働省告示第52号)に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関(同告示別表第四の上欄に掲げる基準に該当し、かつ、同表の下欄に掲げる基準に該当するものを除く。)でないこと。
	通知 (基)	厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法(平成16年厚生労働省告示第52号)に該当している保険医療機関である場合。
基本診療料のうち特定入院料の各施設基準の届出	告示 (基)	厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法に規定する入院患者数の基準及び医師等の員数の基準のいずれにも該当していないこと。
特掲診療料の各施設基準の届出	告示 (特)	地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法(平成16年厚生労働省告示第52号)に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関(同告示別表第四の上欄に掲げる基準に該当し、かつ、同表の下欄に掲げる基準に該当するものを除く。)でないこと。
	通知 (特)	地方社会保険事務局長又は都道府県知事に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法(平成16年厚生労働省告示第52号)に規定する基準のいずれかに該当している保険医療機関である場合。
入院時食事療養費の各施設基準の届出	告示 (食)	地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法(平成16年厚生労働省告示第五十二号)に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関(同告示別表第四の上欄に掲げる基準に該当し、かつ、同表の下欄に掲げる基準に該当するものを除く。)でないこと。
	通知 (食)	当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法(平成16年厚生労働省告示第52号)に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関である場合又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関(同告示別表第四の上欄に掲げる基準に該当し、かつ、同表の下欄に掲げる基準に該当するものを除く。)である場合

【入院基本料】

施設基準等	告示・通知	要件等
入院基本料の減額等に関する基準	告示 (算)	別に厚生労働大臣が定める入院患者数の基準又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関の入院基本料等については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
	通知 (留)	定数超過入院に該当する保険医療機関、医療法に定める人員標準を著しく下回る保険医療機関の取扱いについては、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法(平成16年厚生労働省告示第52号)」に基づくものとし、その具体的な取扱いについては別途通知する。
	告示 (標)	病院である保険医療機関の医師の員数が医療法第二十一条第一項第一号又は第二十二条の二第一号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数に百分の六十を乗じて得た数を超え百分の八十を乗じて得た数以下
	通知 (標)	(1) 医師の基準の分母は、医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数とする。 (2) 歯科医師の基準の分母は、医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数とする。 (3) 看護要員の基準の分母は、医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又は看護補助者の員数とする。 (4) 第1の2の措置を受けている保険医療機関にあっては、医療法による(1)~(3)の員数の計算の基礎となる通常の平均入院患者数に代えて、当該数に80/100を乗じて得た数をもって医師等の員数を計算して得られた数とする。 (5) (1)~(4)について分子となる医師若しくは歯科医師、及び看護要員の現員の計算方法は、医療法の例による。
	通知 (基)	医師と患者の比率については、歴月で3か月を超えない期間の次に掲げる範囲の一時的な変動(医療法に定める標準数を満たしていることが届出に係る診療料の算定要件とされている場合に限る。)当該保険医療機関における医師の配置数が、医療法に定める標準数から1を減じた数以上である範囲

【入院基本料等加算】

施設基準等	告示・通知	要件等
臨床研修病院入院診療加算に関する施設基準	通知(基)	当該保険医療機関の医師の数は、医療法に定める標準を満たしていること。
療養環境加算	通知(留)	医師並びに看護師、准看護師及び看護補助者の配置が医療法の定める基準を満たしていない病院では算定できない。
療養環境加算に関する施設基準	通知(基)	当該病院の医師並びに看護要員の数は、医療法に定める標準を満たしていること。
療養病棟療養環境加算1、2及び3の施設基準	告示(基)	医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第19条第1項第1号、第4号及び第5号に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。
診療所療養病床療養環境加算1の施設基準	告示(基)	医療法施行規則第21条の2に定める医師及び看護師等の員数以上の員数が配置されていること。
精神病棟入院時医学管理加算の施設基準	告示(基)	医療法施行規則第19条第1項第1号(同号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」とする。)に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

【特定入院料】

施設基準等	告示・通知	要件等
小児入院医療管理料の施設基準	告示(基)	医療法施行規則第19条第1項第1号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。
緩和ケア病棟入院料に関する施設基準等	通知(基)	当該病院の医師の員数は、医療法に定める標準を満たしていること。
精神科救急入院料の施設基準等	告示(基)	ロ 医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。 ハ 医療法施行規則第十九条第一項第四号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。
精神科急性期治療病棟入院料の施設基準等	告示(基)	ロ 医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。 ハ 医療法施行規則第十九条第一項第四号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。
精神療養病棟入院料の施設基準	告示(基)	ロ 医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。 ハ 医療法施行規則第十九条第一項第四号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。

【特掲診療料】

施設基準等	告示・通知	要件等
理学療法(I)若しくは老人理学療法(I)を算定すべき理学療法又は作業療法(I)若しくは老人作業療法(I)を算定すべき作業療法の施設基準	告示(特)	看護師及び准看護師の数は、医療法に定める標準以上であり、入院基本料(特別入院基本料を除く。)又は老人入院基本料(老人特別入院基本料を除く。)を算定していること。

【特定療養費】

施設基準等	告示・通知	要件等
特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項(5割越えの承認に係る場合に限る)	通知(掲示)	医療法施行規則第19条第1項第1号及び第2号に定める医師及び歯科医師の員数を満たしていること。

- 告示(算) : 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)
- 告示(基) : 基本診療料の施設基準等(平成16年厚生労働省告示第49号)
- 告示(特) : 特掲診療料の施設基準等(平成16年厚生労働省告示第50号)
- 告示(食) : 入院時食事療養の基準等(平成6年厚生省告示第238号)
- 告示(標) : 厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法(平成16年厚生労働省告示第52号)
- 通知(留) : 診療報酬点数表(平成6年厚生省告示第54号)及び老人診療報酬点数表(平成6年厚生省告示第72号)の一部改正に伴う実施上の留意事項について(平成16年2月27日保医発第0227001号)
- 通知(基) : 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成16年2月27日保医発第0227002号)
- 通知(特) : 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成16年2月27日保医発第0227003号)
- 通知(食) : 入院時食事療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて(平成16年2月27日保医発第0227004号)
- 通知(標) : 厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法について(平成16年2月27日保医発第0227005号)
- 通知(掲示) : 「療担規則及び葉担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の制定に伴う実施上の留意事項について(平成14年3月18日保医発第0318001号)

入院基本料の減額について

(参考3)

○ 入院基本料については、医師等の員数に応じた評価を行っており、これらが医療法標準を一定程度以上欠く場合には、その程度に応じた減額を行うこととしている。

* 一方、医師や看護師の確保には地域差が大きいことから、従来より、離島、辺地、山村、過疎地域については、減額割合を緩和する措置をとっている。

減額率		医師又は歯科医師の員数			
		80%超	60%超～80%以下	50%超～60%以下	50%以下
看護師等の員数	80%超	減額なし	減額なし	12% (3%)	15% (3%)
	60%超～80%以下	減額なし	12% (6%)	18% (6%)	21% (6%)
	50%超～60%以下	12% (3%)	18% (6%)	24% (6%)	27% (6%)
	50%以下	15% (3%)	21% (6%)	27% (6%)	30% (6%)

()内は離島等に所在する保険医療機関の場合

施設基準等の届出について

- 施設基準等の届出に当たり、医師等の員数が、医療法標準を一定程度欠く場合は、新規届出及び上位区分への変更届出を受理しない取扱いとしている。

医療法標準に対する割合		医師又は歯科医師の員数		
		80%超	60%超～80%以下	60%以下
看護師等の員数	80%超	可	可	不可
	60%超～80%以下	可	不可	不可
	60%以下	不可	不可	不可